

均等割が課税されない方

前年の合計所得金額【※1】が、次の算式で求めた額以下の方

- (1) 控除対象配偶者・扶養親族がない場合
38万円
- (2) 控除対象配偶者・扶養親族がいる場合
 $28万円 + (28万円 \times \text{控除対象配偶者・扶養親族の数}) + 16万8千円 + 10万円$

所得割が課税されない方

前年の総所得金額等【※2】が、次の算式で求めた額以下の方

- (1) 控除対象配偶者・扶養親族がない場合
45万円
- (2) 控除対象配偶者・扶養親族がいる場合
 $35万円 + (35万円 \times \text{控除対象配偶者・扶養親族の数}) + 32万円 + 10万円$

均等割も所得割も課税されない方

次の(1)(2)(3)どれかに当てはまる方

- (1) 上記均等割・所得割の非課税基準を満たしている方
- (2) 生活保護法による生活扶助を受けている方
- (3) 本人が障がい者、未成年者、寡婦またはひとり親で、
前年の合計所得金額が135万円以下の方

【※1】合計所得金額とは、

純損失または雑損失の繰越控除前の総所得金額、上場株式等に係る配当所得等の金額、土地等に係る譲渡所得等の金額、長期譲渡所得の金額、短期譲渡所得の金額、一般株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る譲渡所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額及び退職所得金額の合計額

【※2】総所得金額等とは、

前記の「合計所得金額」から純損失又は雑損失の繰越控除、株式等に係る譲渡損失の繰越控除、先物取引に係る損失の繰越控除を適用した後の金額